

■建築物省エネ法手数料一覧

◎建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下、「法」という。)に係る手数料

□建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(法第29条第1項)及び計画の変更(法第31条第1項)手数料

(1)「住宅又は共同住宅」を住戸単位で申請 (円)

住棟の種類・総戸数・面積	調査機関等審査を受けて適合した場合		調査機関等審査を受けていない場合		
	調査機関等審査を受けて適合した場合	調査機関等審査を受けていない場合	調査機関等審査を受けて適合した場合(変更)	調査機関等審査を受けていない場合(変更)	
戸建住宅	1戸、200㎡以内	7,000	34,200	7,000	20,600
	1戸、200㎡超	7,000	38,000	7,000	22,500
共同住宅	2戸以上4戸以内	11,300	66,400	11,300	38,900
	5戸以上15戸以内	21,200	109,100	21,200	65,200
	16戸以上45戸以内	44,100	184,000	44,100	114,100
	46戸以上	76,900	262,600	76,900	169,800

※着手予定時期又は完了予定時期の変更のみの場合は740円

(手数料計算例)

①住宅1棟について調査機関等審査を受けて適合し、認定申請する場合。

7,000円

②80戸建の共同住宅にあって、全住戸(80戸)について調査機関等審査を受けて適合し、認定申請をする場合

76,900円

(2)「共同住宅を建築物全体」又は「共同住宅を建築物全体と住戸の両方」で申請する場合
上記(1)に共用部分の面積に応じた下記表の金額を加算 (円)

面積	調査機関等審査を受けて適合した場合		調査機関等審査を受けていない場合		
	調査機関等審査を受けて適合した場合	調査機関等審査を受けていない場合	調査機関等審査を受けて適合した場合(変更)	調査機関等審査を受けていない場合(変更)	
共用部分	0㎡～300㎡以内	11,300	66,400	11,300	38,900
	300㎡超～2,000㎡以内	21,200	109,100	21,200	65,200
	2,000㎡超～5,000㎡以内	44,100	184,000	44,100	114,100
	5,000㎡超～10,000㎡以内	76,900	262,600	76,900	169,800

※着手予定時期又は完了予定時期の変更のみの場合は740円

(手数料計算例)

40戸建の共同住宅にあって、40戸の共同住宅(共用部分の面積400㎡)について調査機関等審査を受けて適合し、認定申請をする場合

44,100円+21,200円=65,300円

(3)「非住宅」を申請する場合 (円)

面積	調査機関等審査を受けて適合した場合		調査機関等審査を受けていない場合		調査機関等審査を受けて適合した場合(変更)		調査機関等審査を受けていない場合(変更)		
	モデル建物法	主要室入力法等	モデル建物法	主要室入力法等	モデル建物法	主要室入力法等	モデル建物法	主要室入力法等	
非住宅	0㎡～300㎡以内	11,300	11,300	83,100	213,100	11,300	11,300	47,200	112,200
	300㎡超～2,000㎡以内	27,400	27,400	137,600	343,100	27,400	27,400	82,500	185,300
	2,000㎡超～5,000㎡以内	76,900	76,900	221,200	488,600	76,900	76,900	149,100	282,800
	5,000㎡超～10,000㎡以内	120,300	120,300	288,000	601,200	120,300	120,300	204,200	360,800
	10,000㎡超～25,000㎡以内	151,200	151,200	345,600	710,200	151,200	151,200	248,400	430,700
	25,000㎡超～	188,400	188,400	405,000	809,800	188,400	188,400	296,700	499,100

※着手予定時期又は完了予定時期の変更のみの場合は740円

(4)「住宅、共同住宅と非住宅複合建築物の建築物全体」又は「住宅、共同住宅と非住宅複合建築物の建築物全体と住戸の両方」で申請する場合

申請建築物の形態により上記(1)～(3)の金額を加算

(手数料計算例)

60戸建の共同住宅(共用部分250㎡)と店舗(1,000㎡)の複合建築物にあって調査機関等審査を受けて適合し、建物全体の認定申請をする場合

76,900円+11,300円+27,400円=115,600円

□建築物のエネルギー消費性能基準の認定(法第36条第1項)手数料

(1)「住宅又は共同住宅」を申請する場合 (円)

住棟の種類・総戸数・面積	調査機関等審査を受けて適合した場合		調査機関等審査を受けていない場合		
	仕様基準	性能基準	仕様基準	性能基準	
戸建住宅	1戸、200㎡以内	7,000	7,000	18,800	34,200
	1戸、200㎡超	7,000	7,000	20,000	38,000
共同住宅	0㎡～300㎡以内	11,300	11,300	33,000	66,400
	300㎡超～2,000㎡以内	21,200	21,200	55,300	109,100
	2,000㎡超～5,000㎡以内	44,100	44,100	98,000	184,000
	5,000㎡超～10,000㎡以内	76,900	76,900	146,900	262,600

(2)「非住宅」を申請する場合 (円)

面積	調査機関等審査を受けて適合した場合		調査機関等審査を受けていない場合		
	モデル建物法	主要室入力法等	モデル建物法	主要室入力法等	
非住宅	0㎡～300㎡以内	11,300	11,300	83,100	213,100
	300㎡超～2,000㎡以内	27,400	27,400	137,600	343,100
	2,000㎡超～5,000㎡以内	76,900	76,900	221,200	488,600
	5,000㎡超～10,000㎡以内	120,300	120,300	288,000	601,200
	10,000㎡超～25,000㎡以内	151,200	151,200	345,600	710,200
	25,000㎡超～	188,400	188,400	405,000	809,800

□建築物エネルギー消費性能適合性判定(法第12条第1項又は第13条第2項)及び変更の適合性判定(法第12条第2項又は第13条第3項)、軽微な変更に応当していることを証する書面の交付(法施行規則第11条)に係る手数料

(円)

面積	適合性判定			適合性判定(変更)・軽微変更該当証明		
	モデル建物法	主要室入力法等	※工場等	モデル建物法	主要室入力法等	※工場等
非住宅	0㎡～300㎡以内	83,100	213,100	11,300	47,200	112,200
	300㎡超～2,000㎡以内	137,600	343,100	27,400	82,500	185,300
	2,000㎡超～5,000㎡以内	221,200	488,600	76,900	149,100	282,800
	5,000㎡超～10,000㎡以内	288,000	601,200	120,300	204,200	360,800
	10,000㎡超～25,000㎡以内	345,600	710,200	151,200	248,400	430,700
	25,000㎡超～	405,000	809,800	188,400	296,700	499,100

※工場等:工場、倉庫その他のエネルギー消費性能の算定対象に該当しない部分